

竹原市民生都市建設委員会

令和 7 年 9 月 5 日開会

(付託議案)

- 1 議案第 42 号 竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第 47 号 令和 7 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 議案第 48 号 令和 7 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 議案第 49 号 令和 7 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 陳受第 7-18 号 忠海団地が所有する汚水処理施設の移管要望について

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年9月5日)

出席委員

氏名	出欠
下垣内和春	出席
今田佳男	出席
宇野武則	出席
吉田基	出席
山元経穂	出席
蕎麦田俊夫	出席
平井明道	出席

委員外議員出席者

氏名
道法知江
堀越賢二
高重洋介
村上まゆ子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局主任主事 藤原侑亮

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職名	氏名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
建 設 部 長	岡 崎 太 一
市 民 課 長	大 森 宏 一
地 域 づ く り 課 長	内 山 修
地 域 支えあい推進課長	広 近 摂
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸

午前9時56分 開会

○委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。発言にあたっては挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願ひいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に、委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開、あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めて参りますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第3回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） おはようございます。

本日は、令和7年第3回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第42号外3議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重なご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けて参ります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案等審議順序表の順に行って参りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

それではまず最初に、議案第47号令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（大森宏一君）では、議案第47号令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算概要説明の8ページをご覧ください。

例年、議会に補正をお願いしております令和6年度国民健康保険特別会計における事業の精算でございます。

まず、歳出からご説明させていただきますので、次に補正予算書の52ページ、53ページをご覧ください。

昨年度、令和6年度におきまして、広島県から特定健康診査や糖尿病重症化予防等にかかる費用など、国民健康保険保険給付費等交付金等の交付を受けておりますが、見込みに対し、実際の人数が減少したなど、事業の精算に伴い返還金が生じたため、合計527万9,000円を計上するものでございます。

これに対しまして、返還の財源としての歳入でございます。

補正予算書50ページ、51ページをご覧ください。

基金繰入金417万1,000円、前年度繰越金110万8,000円を追加計上することにより、収支の均衡をとり、対応するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ527万9,000円を追加計上し、総額を31億3,157万3,000円とする内容となっております。

議案第47号の説明については以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（下垣内和春君）これより、質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君）ないようですので、次に参ります。

議案第48号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

○地域支えあい推進課長（広近摂君） 議案第48号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

このたびの介護保険特別会計の補正予算の内容につきましては、令和6年度の保険給付費等の精算に伴う返還金を追加計上する内容となっております。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

補正予算概要説明書8ページ及び補正予算資料66ページ、67ページをお開きください。

令和6年度介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の精算に伴い、返還金が生じたため、国庫負担金分、県費負担金分及び支払基金分の総額3,599万4,000円を計上するものであります。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

補正予算資料の64ページ、65ページをお開きください。

歳入の内訳といたしまして、介護給付費国庫負担金につきましては、前年度決算による不足分といたしまして、925万5,000円を計上するものであります。介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年度決算による不足分として、581万5,000円を計上するものであります。繰越金につきましては、前年度繰越金2,092万4,000円を計上するものであります。歳入の補正予算総額といたしまして、3,599万4,000円を計上いたします。

以上により、収支の均衡をとるために、歳入歳出それぞれ3,599万4,000円を計上し、事業総額を35億8,441万4,000円とする内容となっております。

議案第48号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第49号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（大森宏一君） 議案第49号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算概要説明の9ページをご覧ください。

まず、補正の概要についてでございます。

令和8年度以降、すべての医療保険加入者から保険料に上乗せする形で段階的に徴収が開始される予定の子ども・子育て支援金に対応するため、後期高齢者医療保険制度においても、次年度以降の徴収業務開始に向けて、システム改修が必要となることから、その費用について計上するものでございます。

歳出につきまして、補正予算書の80ページ、81ページをご覧ください。

システム改修委託料として、715万円を計上します。

次に、歳入でございます。

補正予算書78ページ、79ページになります。

このシステム改修費用につきましては、全額が国の補助対象経費となっておりますので、補助金として、同額の715万円を計上いたします。

以上により、歳入歳出それぞれ715万円を計上し、総額を6億1,551万8,000円とする内容となっております。

議案第49号の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、ここで説明員を入れ替えます。

説明員の方は退席していただいて結構です。暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時08分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第42号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（広近隆幸君） それでは、議案参考資料の19ページのほうをお願いいたします。

議案第42号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

まず、提案の要旨ですが、竹原市の市営住宅長寿命化計画において、用途廃止の方針が決定している市営住宅のうち、移転の完了が終了しました東川住宅、西ヶ迫住宅、天神町住宅、登町住宅、それと柏住宅について、用途廃止するものとなっております。

2番目の改正の内容についてですが、この5団地につきまして、条例の別表から削除するというものであります。

3番目の廃止住宅について、表にて掲載しておりますが、順に福田町の東川住宅、忠海床浦二丁目の西ヶ迫住宅、同じく天神町住宅、そして忠海中町三丁目の登町住宅、最後に吉名町の柏住宅というふうになっておりまして、こちらの施行期日ですが、令和7年10月1日とさせていただいております。

20ページ、21ページに住宅の位置図を掲載しております。

順に別図1ですが、太枠の部分が住宅の敷地となっております。大乗の東川沿いの東側に位置しております東川住宅、その下の別図2、こちらのほうが忠海団地の東側に隣接しております西ヶ迫住宅、21ページのほうに移りまして、別図3、天神町住宅、こちらはちょっとわかりにくいかと思いますが、忠海葬儀店の裏側で、すぐ隣に水道の施設であります末友水源地に隣接した位置となっております。それから、その東側になりますが、忠

海中央線の隣接になりますけど、登町住宅、そして、最後に別図4として、吉名町の柏住宅となっております。

22ページ、23ページのほうに条例の別表に掲載しておりますが、左側が条例の改正後、右側が改正前の一覧となっておりまして、この5団地を除いたものが改正後となっております。

説明については以上となります。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いします。ありませんか。

宇野委員。

○委員（宇野武則君） これ、住宅、廃止した面積はどれぐらいになる。

○委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

○都市整備課長（広近隆幸君） 順に、東川住宅が約1, 350平米、それから、西ヶ迫住宅が1, 150平米、そして、天神町住宅が3, 050平米、登町住宅が260平米、柏住宅が4, 380平米で、合計で約10, 200平米となっております。

○委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

○委員（宇野武則君） かなりの面積になるわけですが、今後の取組ですね、市がずっと管理するわけにいかないので、維持管理だけ残るので、どのような方針でこれ対応していくのか、その点についても。

○委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

○都市整備課長（広近隆幸君） 住宅についてですが、計画に基づきまして用途廃止ということで、基本的にはもう用途がありませんので、順次解体していくことが望ましいというふうに考えております。

この住宅に関する改善でありますとか、解体につきましては国庫補助金を活用しております関係で、これを活用しながら解体を進めていくということなのですが、なかなか現状として、国庫の交付率がもう半分ぐらいとか、非常につきにくいような状態であります、なかなか解体に優先して、どうしても入居者がいらっしゃるところを優先して改善等を図

っていかざるを得ないというふうなことがあるのですが、その中でも何とか財源を確保して、効率的、経済的に解体を進めていきたいというふうに考えておりまして、その限られた予算で解体する準備とか、そういったものにつきましてはやはり全庁、市内部の全庁的に検討をした上で活用が見込まれるところ、あるいは売却が見込まれる、そういういたところを優先的に解体を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

○委員（宇野武則君） 毛木に800坪買ってから、西条の人が、前もちょっと言ったのですが、柏団地なんか、やっぱり海の近くもいいと言う方も中にはいるわけよ、西条のほうでも。

それでやっぱりね、もうちょっとね、どういうのか、宣伝か、お互いに組織同士でこういう売却をね、やっぱり積極的に取り組まないと、財産が残ったら管理だけ残るのだからね。

だから、とにかく少々安くても売却することを基本にして、家を建ててもらえば固定資産税も入るわけだから、管理もいらなくなる。そこらのふれあい館が一番いい例よ、8,000万円かけて、誰も人は来てないよ。

だから、そういう轍を踏まないように、とにかく更地にしたらね、やっぱり市民へのいろいろな説明も必要だと思うが、やっぱり市が管理していたら何にもならない。維持管理費がいるだけ。だから、ずっとそういう経緯が続いてきているのよ。

だからね、やっぱりね、私は区画整理でもよく言っているように、やっぱり需要と供給の時期を逸したらだめなのよ。

だから、そういう市民のニーズがあるようなところはやっぱり先行してね、取り組んでから、少々安くても、三原市が市に貢献する企業なんかには10分の1で売ったり、事例も新聞報道されたがね、非常に今、優秀な企業になっている。

だから、そういうものを踏まえてね、いろいろな事例を参考にしてね、とにかく市から維持管理費の残らないような方策を積極的に考えないと、市民の税金を使うだけになるからね。

その点についてのこの取組はどうですか。

○委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

○都市整備課長（広近隆幸君） 委員ご指摘のとおりで、やはり財産、市営住宅を用途廃止した以上は、まずは市の内部で活用があるかということが第一の順位となります。それがないということになると、やはり売却して、市の財源確保に努めるということが非常に重要でありますので、そういった民間での活用とか、いろんな情報収集を図りながら、そういったことを進めることで、市の管理の負担の軽減でもありますし、固定資産税の増収、それから、こういったふうなことも見込みもありますので、そういった観点で市の内部で、先ほど検討をする会議、全庁的に検討する会議があるというふうに申し上げたのですが、副市長をトップにしております未利用財産等活用調整会議というふうな会議を今年度も1回開いておりますが、部長等も入っておりますので、そういったところでしっかりと活用が図れそうな住宅跡地というふうなことの活用を検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（下垣内和春君） 宇野議員。

○委員（宇野武則君） 2、3日前に商工会議所の副会頭と2、30分話をしたのですがね、やっぱりもうちょっと海岸線を、これだけ海が長い市だから、海岸線を積極的に活かさないと、と話をしたのですがね。副会頭も、この方はいろいろ土地を持っておりますので、これからはそういうふうに協力して取り組もうというような話をしたのですが、やっぱりね、海の近くもいいと言う人もいるのよ、必ず。

だからね、そういうものをね、やっぱり、財産の価格を、やっぱりいろんな法的な問題もあるのでね、研究してから、やっぱり家を建ってくれたら、税収は入るわけだから、必ず。

それで、この前も島のほうへ国の方の偉い人のお孫さんですが、大崎に行って、晩の6時過ぎて帰ってきたと言って、何をやったのかなと言ったら、魚のつかみ取りなんかをやってから、非常に喜んで帰ってきたというような、やっぱりね、そういうことがね、竹原でもできるところはいくらでもあるのでね。そういうものを複合的に、やっぱり宣伝の材料にして、やっぱり取り組まないと、ただ、土地をどうですかと言うだけでは売れないよ、卖れない時代になっているのよ。

だから、そういうのをしっかり研究してね、やっぱり我々とも意見もいろいろありますのでね、意見交換して、やっぱりとにかく不要地は売却していくという基本にね、やっぱり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（下垣内和春君） 答弁はよろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。説明員は退席願います。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席または第2項の規定による委員外議員の発言について、要求のある方は申し出を願います。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下垣内和春君） 申出がありませんので、付託議案についての委員間討議を始めます。

これまでの質疑、答弁を踏まえ、各議案に対する意見、疑問点、追加の質疑の必要性等発言がありましたら、お願ひいたします。

追加の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下垣内和春君） なしと認めます。

以上をもって、本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本委員会への付託議案について、順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行って参ります。

議案第42号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入れます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入れます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入れます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

その他、委員の皆さんから何かご意見等はございますか。

宇野委員。

○委員（宇野武則君） 建設部長、中通に今、下水をやりましたね。

あそこの道路、あれは建設業法で30センチしたら土圧しなさいということになっているのだが、どうも技術が悪いのか、何が悪いのか、ハンドルを取られるぐらいの段差があるでしょう。現場監督がどのようにしているのか、よく分からぬのだけど、ちょっと現地を見てから改修させるところはさせないと。特に引き込み線のところはね、相当ガタガタになるのよ。

今、あそこの中尾さんのところの舗装40メートル、30メートルぐらいの幅かな、きれいなよ、畳みたいになっている。

だからね、やっぱり技術の問題よ。手抜きでやっている。あれは確か30センチだったと思う。掘ったら、土圧して、締めて、また土圧して、そして上にバラスを入れて、アスファルトをやる工法になっていると思うのだが、ずっとあれは直るのかと思ったら、そのまま固まってから、あそこに行った途端にガタガタいってから、目が覚めるようなことが、よっぽど技術が悪いのだろうと思うのだが、その点について、うるさく指導しないといけないと思うのだが。

○委員長（下垣内和春君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 議員、御指摘のとおり中通につきましては、ちょっと舗装のですね、復旧状況が少し良くないということで、御指摘いただいているところでござります。

復旧につきましては、おっしゃるとおり規定に基づいて、先ほど言われたような30センチ単位で転圧をかけて、品質を確保しながら復旧していくということが原則となっておりますので、その部分についての内容については、再度現状を確認しながら、対応が必要なものについては速やかにできるように対応を行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（下垣内和春君） 宇野議員。

○委員（宇野武則君） 最近、三原に抜けるところの竹やなんかもちょっと指摘したことがあるのですが、上条にしても吉名にしてもね、もう災害から7、8年経つが、非常に木が道路の上まで巨木になって出てきている。

しおりゅう市民に言われるのですがね、あれは県と市の管理地があると思うのですが、港町のほうは県管理よ。ちょっとそこらはね、やっぱり整理してね、少し危険なところはね、やっぱりすぐ家があるところもありますのでね。最近の災害状況を見ると、竹原に集中的に倒れる場合もあるので、そこらをちょっとチェックしてね、忙しいと思うのだが、県管理、市管理を分別して、県の管理については県のほうへ要望するとか、是非とも市民が安心してね、暮らせるような体制を組んでもらいたいと思うのですが、その点についてお願いしておきます。

○委員長（下垣内和春君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 道路上の立ち木、伐木等につきましてもですね、いろいろ市民の皆様から御指摘をいただいている点でございます。

その中で、我々のほうはちょっと後手後手になりながらも対応はさせていただいているところではあるのですけど、特に民地等ですね、官地とか、場合によってはいろいろこう、いろんなケースがございますので、そこはなかなかうまく対応はできないところもございますが、まずは、そういった特に危険が高いところ、災害時に影響を及ぼして、周辺に影響を及ぼすようなところ、そういったところを特に重点的に対応できるように引き続き努めて参ります。

以上です。

○委員長（下垣内和春君） 他にご意見等はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議事の都合により、暫時休憩いたします。説明員は退席願います。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

陳受第7-18号忠海団地が所有する汚水処理施設の移管要望についてを議題とします。

本来であれば、執行部のほうからですね、説明を求めてやるのが本意でございますが、本日執行部がおりませんので、今回の陳受第7-18号については、一番理事者側で詳しいと聞いております地域づくり課の課長さんに今回ご出席をいただいております。

その中で、課長のほうからですね、今までのこの件についての経緯とか、市の対応について、わかる範囲でよろしいですから、御説明をお願いしたいと思います。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（内山修君） それでは、地域づくり課長の内山でございます。

担当課でございますので、要望書につきましての、まだ要望書を受けたばかりなので、一応補足説明という形で私の知る限りのご説明をさせていただきます。

去る8月19日に忠海団地自治体管理組合法人、これ、自治会が法人を作っておりますが、所有します、忠海床浦三丁目3609番273番地、これ、忠海高校のちょうど北側

になります。隣接する団地の入口になるのですが、大きさが1, 300人層の合併処理浄化槽、この市への移管ということで、要望書が提出されました。24名の御参加がございました。

地域づくり課は自治会、協働のまちづくり、そして浄化槽の担当課ということになっております。

当該要望書につきましては、これまで、この自治体から何回か、同旨の要望が出されております。書面、口頭様々な形で要望をしてきたという経緯がございます。

ただしだすね、今回の要望書は市が進めます公共下水道認可区域が縮小されまして、この当該地区が除外ということになりました。令和5年の当初でございましたが、説明会があり、そういったことが自治会のほうで認知をされたという時期でございます。そのことをもってですね、過去の要望書とはちょっと一線を画す違いがあります。

当初、自治体法人はその忠海処理区が来た場合にそこへ接続をしていこうという目算があったようでございます。それに向けて、積立をしていたという事実をお聞きしております。

市内にはですね、各自治会が所管管理する浄化槽、当該法人が管理するような同程度の大型浄化槽はございません。当該浄化槽は200世帯を超える大型の浄化槽でございます。

そして、今回の要望書につきましては、付属資料としまして、今回の理由書、決算資料、損益計算書、貸借対照表、資産残高、資金状況の見通し、そして全世帯の署名簿、いわゆる移管の要望の同意署名簿も添えてございます。これは我々としてもですね、非常に検討材料として、非常に重要なものであると考えております。

今後はこういった書類内容を精査、現地調査、関係者の聞き取りを交えてですね、先進地、こういった同種の他市町事例を参考しながら、移管ができるかどうかというのを様々な要素を遅滞なく、情報収集、整理、検討をして参りたいと考えております。

まだ、要望書を受けたばかりなので、我々として受ける、受けないという話を今、明言することはできませんが、これから、本格的に取り組んで参りたいと思っておりますので、その際にはまたご報告するか、ご提案することもあるかと思いますが、その際にはよろしくお願いしたいと思います。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。

○委員長（下垣内和春君） 詳しく説明していただき、ありがとうございました。

市側についてはですね、まだ今から検討していくということで、そのようにご確認をさせていただきました。

当委員会もですね、もう付託をしていただいている以上、慎重審議をこっちもしていかないと私も考えております。その中で、市が今から検討するということは、かなりの時間がかかると考えておりますので、本日挙げております陳受第7-18号については、委員長としては継続審議にしていきたいなと考えております。

そのこと等を踏まえてですね、他の委員さんのご意見等がありましたら、ここでお伺いしますので、よろしくお願ひいたします。

吉田委員。

○委員（吉田基君） これもう、ずっと以前から大きな課題で、どの自治体も悩んでいるのですよ。

こういう昔、造った、老朽化、いわゆる高齢化で、ありとあらゆる自治体がこれ、どうしようかなあという、積極的に財政的に多少でも余裕のあるところは取り組んでいるところ、取り組んでないところ、いろいろあると思います。

ただ、受納を受けるということが一体どういうことなのかということをやっぱり、課長さん、よくよく整理して、老朽管がもう50年経っているのだから、ほぼ硫化水素で、布設替えをずっとしていかないといけないとか、あるいは合併浄化槽で対応するのか、よく分からぬよ。

だから、それは事前に老婆心として宿題のような形になるのですが、よその自治体をよくよく、いろんなケースがあるから、調べた上で受けようということはもう、絶対必要なよね。やっていかないといけないということはね。ボーンっといって、もうやってくれって言ったって、技術的な問題とか、あそこの元々開発した公社があるでしょう。それで、団地の自治組合法人がそれを移管を受けているけど、その内容なんかもよく見ておかないと、要するに団地を造った人たちが安い処理料金で、いわゆる竹原市には公共下水道料金と合併浄化槽の料金と、今度新たな団地の受けた場合で、受けていくということにな

った場合に、3通りの料金体系が出てくると思うのよ。それをどうするのかとか、いろんな問題が山積みされているので、よっぽど腹を据えて、やってもらわないといけないところというふうに思っています。

やらないといけないのですよ、これは。だから、もう10年前ぐらいから、やれということでやっていたはず、断ち切れているのよね。

だから、たまたま、あなたがその立場にあるということだから言いづらいけど、そこを留意しながら、そこはきっと本質をとらえて、対応していくようにしておかないと大変な財政負担が竹原市に、もう今、竹原市、後5年先にはほとんど何もできない状態になるからね、俺がずっと財政を見ていて。だから、そのことは留意をすべき点として、お願ひしております。

○委員長（下垣内和春君）　他の委員さん、何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君）　それでは、委員長が申したとおり、慎重審議をしたいと。まだ、市のほうも今からいろいろ検討されることがありますので、当委員会としては継続審査でいきたいと思いますが、それで委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君）　ありがとうございます。

お諮りいたします。

陳受第7-18号忠海団地が所有する汚水処理施設の移管要望について、継続審査として議長に申し出ることについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君）　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

当委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することとします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、併せて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。

市民福祉部から報告がありますので、これを受けたいと思います。市民福祉部長の発言を許可します。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 本日はご多忙の中、引き続きお時間をいただきましてありがとうございます。

その他事項として、地域づくり課から先月26日に発生した竹原市民館のボヤについて、ご報告させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（下垣内和春君） それでは、担当課から説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（内山修君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

竹原市民館の火災、ボヤでございますが、ご報告させていただきます。

火災発生日時は、令和7年8月26日の火曜日、11時20分ごろ、鎮火は同日11時42分ごろ、出火場所は竹原市中央五丁目5番24号、市民館1階の食堂でございます。

3番の被害状況でございますが、出火原因は調理中に天ぷら油に引火ということで、人的な被害はございません。被害状況は2枚目になりますが、調理器具、壁に一部被害が発生しております。

避難状況ですが、市民館2階に利用者5名がいらっしゃいましたので、早急に屋外へ避難誘導をさせていただきました。

活動人員といたしましては、初期消火、地域づくり課協働推進係2名、通報、避難誘導、同係1名ということで、その他、東広島市消防局車両6台、人員19名、動員をしていただいております。

最後に復旧状況ですが、復旧費につきましては、原因者負担として、後日修理をしていただきまして、営業再開は令和7年8月28日木曜日から営業を再開しております。

今後、こういったことがないようにですね、厳重に注意をいたしまして、現場の状況も確認した上で再開を認めております。

私からの報告は以上でございます。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、説明員は退席いただいて結構です。

ありがとうございました。

それでは、次に参ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります、次回定例会までの間、当委員会として集中的な継続審査を行わなければならない事件として、今日の陳受第7-18号を含め、また今回、個別案件に行政視察の項目も掲載しております。その他を含めて、議長のほうへ提出させていただきたいと思いますが、その他委員の皆様におかれまして、継続審査、調査について、何か御意見、御要望はございませんか。

山元委員。

○委員（山元経穂君） 継続審査の話で、今委員長からも一言ありましたけど、先ほどの陳受の話で、忠海団地が所有する汚水処理施設の移管要望についてと、ここまで長く入れるかどうかは別として、汚水処理施設の移管要望とかっていうのも、うちの委員会の担当なので、継続審査の内容の中には入れておくべきだと思います。

以上です。

○委員長（下垣内和春君） 他に何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下垣内和春君） ないようでしたら、ただいまの意見を踏まえてですね、議長に申し出ることに対し、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ないようですので、以上をもって、民生都市建設委員会を閉会いたします。大変ご協力ありがとうございました。

午前10時49分 閉会